

子どものスポーツ活動機会確保・充実に向けた部活動改革について

令和5年(2023年)10月版

公立中学校の部活動地域移行に向けた本県の現状等をお知らせします。

山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針を公表しました。

スポーツ庁・文化庁より示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、パブリック・コメント意見も参考にしつつ、県観光スポーツ文化部和県教育委員会の共同で、部活動の段階的な地域移行に係る県の方針を策定しました。

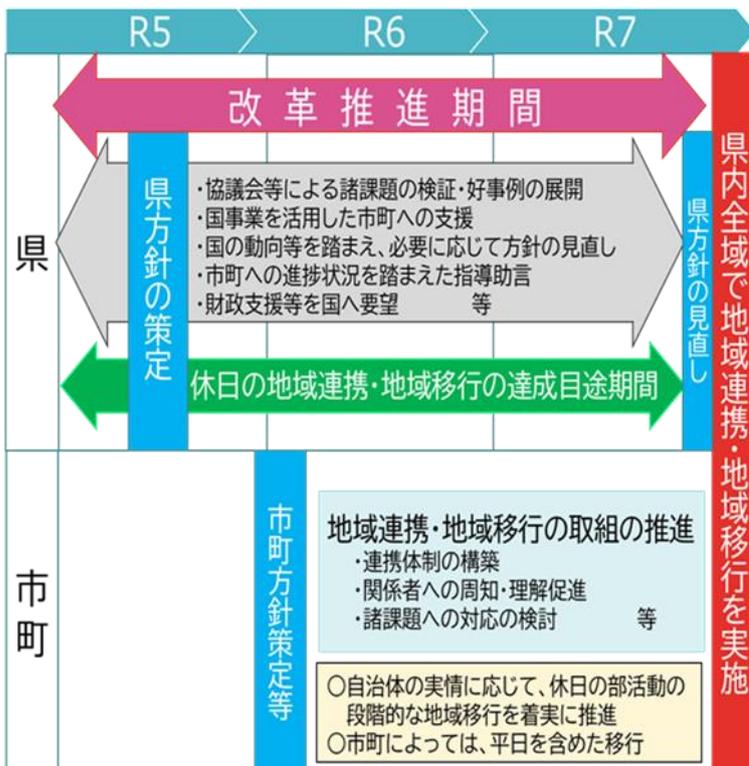
《改革の方向性》

- 令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。
 - ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。

《山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針のポイント》

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。
- 生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう地域クラブ活動の体制を整備することが重要。
- これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、県の方向性を明示。
- 地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

【本県の改革のスケジュール】



【学校部活動と地域クラブ活動イメージ】

| 項目 | 学校部活動 | 地域クラブ活動 |
|--------------------|--|--|
| 運営団体実施主体 | 各公立中学校 | 市町行政、スポーツ協会・文化連盟 総合型スクラブやスポーツ少年団等 地域学校協働本部等 |
| 参加者 | 各中学校区の生徒 | 地域の希望する子どもたち |
| 活動日 休養日 活動時間 | ガイドラインに沿った活動 ※平日…1日、土日…どちらか 1日休養日を設定 ※活動時間は、 平日…2h、休日…3h程度 | 運営団体・実施主体による ※原則、国のガイドラインを遵守 ※健康面の配慮から適切な活動時間を設定 |
| 活動場所 | 原則は、各公立学校 | 学校、公共施設、クラブ施設など様々な スポーツ・文化施設 |
| 指導者 | 教員・部活動指導員 | 多様な指導者を想定 ※公認指導者資格等の取得を推奨 |
| 指導者謝金 | 部活動特勤業務手当 | 実施主体により設定 ※ 妥当な金額の協議・検証等 |
| 保険 | 日本スポーツ振興センター | 各自でスポーツ安全保険などに加入を推奨 |
| 負担費用 | 学校の校納金など | 参加者により、指導者の謝金、 施設使用料などを会費等を負担 ※ 運営に必要な低廉な額の協議・検証等 |

(山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針より抜粋)

【 本県の部活動の地域連携・地域移行に係るQ & A 】

Q1:新たな地域クラブ活動とは？

- 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法の「スポーツ」として位置づけられるものでもあります。
- 地域クラブ活動は、地域が主体となった学校とは別の運営団体が活動を実施し、学校と連携しながら、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツの振興の観点からも充実を図ることが重要です。

Q2:学校部活動の教育的意義の継承・発展とは？

- 学校部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ振興の一翼を担ってきました。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。
- 今後、地域クラブ活動においても、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展し、活動の充実を図ることが重要であるとされています。

Q3:部活動の地域連携と地域移行って何が違うのですか？

- 「地域移行」とは、これまでの学校部活動に、希望する生徒が地域クラブ等で活動している状態としています。
- 「地域連携」とは、直ちに地域移行が困難な地域において、学校の設置者が必要に応じて、部活動指導員等の適切な配置により、生徒の活動環境を確保する状態としています。また、拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、活動を実施することも想定されています。

Q4:学校部活動はどうなるのですか？

- 県方針では、「まずは、休日の部活動から段階的に地域移行」していくことを基本としています。なお、平日の地域移行については、可能な市町から取り組むことが考えられ、一体的に環境整備を進める場合は、一部または全部の学校部活動が、地域クラブ活動に移行していくことになります。
- 市町において、休日から移行する場合、平日の部活動は、今までどおり学校部活動として実施されることとなります。

Q5:地域クラブ活動では、どのような方が指導されるのですか？

- 地域のスポーツ団体の指導者のほか、部活動指導員として指導されている方、退職教員、兼職兼業の許可を得て指導を希望する教員、企業関係者、スポーツ推進委員など様々な関係者から指導者を確保することを想定しています。
- 県は、多くの関係者の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、指導者を紹介できる人材バンクを整備し、活用を促すこととしています。



Q6:地域クラブ活動では、参加費など保護者の負担が増えるのですか？

- 地域クラブ活動では、指導者への謝金や施設の使用料等の負担が生じるとともに、移動に係る交通費等の負担が発生することも想定されます。
- なお、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することとしています。

スポーツ推進課
HP

